

工事の保険

工事の保険特約付帯建設工事保険

日新火災

工事の財物のリスクをしっかりサポートします。

2025年6月改定



工事にかかわる財物のリスクを、まとめて補償します!

工事の保険では

工事現場または輸送中における保険の対象に生じた不測かつ突発的な事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

保険の対象は

- 1 工事の対象物
- 2 工事現場にある工事用の動産
- 3 輸送中の工事用の動産

各財物の明細のご提出は不要です!

保険の対象の範囲

- ① 保険証券記載の工事の対象物
- ② ①の工事に付随する仮工事の対象物
- ③ ①または②の工事のために設置または使用される次に掲げる物
ア. 工事用材料または工事用仮設材
イ. 工事用仮設物、仮設備または仮設建物
ウ. 工事用機械、器具または工具およびこれらの部品
エ. 工事用仮設物、仮設備または仮設建物
工. 什器または備品



これらをまとめて、所有者を問わず補償しますので、保険の手配漏れがありません!

❗ 「工事の対象物」とは、新たに建築(増築・改築・改修工事を含まず。)を行う「物」そのもののことで、請負契約上、引渡しを要する工事物件(引渡しを要しない場合は、その工事が完成した工事物件)を指します。建築作業などに伴い、既設建物の一部(壁、天井など)に作業を加えた場合でも、既設建物の一部は「工事の対象物」には含まれません。

損害保険金のお支払は

1回の事故につき、損害の額に応じて工事ごとの保険金額(請負金額)を上限にお支払いします!

(注1) 保険期間中の支払回数に制限はありません。

(注2) 主たる工事が土木工事に該当する工事の場合は、1回の事故につき、保険金額(請負金額)または1億円のいずれか低い額が限度となります。また、自己負担額があります(詳細は5ページをご参照ください。)

さらに上乗せも可能!

建設用機械、据付機械等を使用される事業者さま、支給材の多い工事を施工される事業者さまに おすすめします!

1回の事故の損害額が、工事ごとの保険金額(請負金額)を超過してしまう可能性のある事業者さまのために、補償の上乗せコースもご用意しました。

※工事ごとの保険金額(請負金額)に、1,000万円、5,000万円または1億円を上乗せした額を限度に保険金をお支払いします。

保険金額(請負金額)
+1,000万円コース

オプション特約 支払保険金限度額増額特約
(1000万円限度型)

保険金額(請負金額)
+5,000万円コース

オプション特約 支払保険金限度額増額特約
(5000万円限度型)

保険金額(請負金額)
+1億円コース

オプション特約 支払保険金限度額増額特約
(1億円限度型)

保険金をお支払いする主な場合 不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害の例

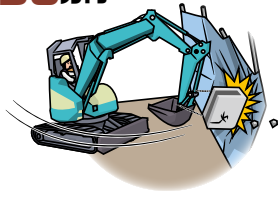
作業ミス

130万円



屋根ふき替え工事中に、誤って屋根を破損させた。

50万円



油圧ショベルに吊るしたコンクリートブロックを接触させ、施工中の外壁を破損させた。

盗難

160万円



建物の覆いシートが破られ、倉庫にあった電線やエアコンの銅管が盗まれた。

いたずら

200万円



住宅新築現場において、いたずらで玄関部分や外壁にペンキをかけられ、汚損した。

火災

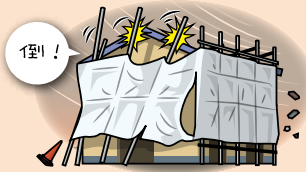
4,010万円



新築工事中の建物より不審火。キッチン、和室が焼損し、建物消火による水濡れ損害が発生した。

風災

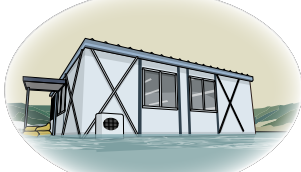
100万円



強風で足場が倒れ、施工中の屋根の破風(はふ)板が破損した。

水災

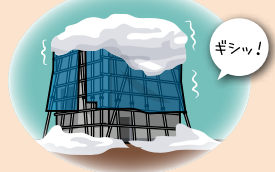
55万円



大雨によりリースしていた仮設事務所が浸水し、汚損した。

雪災

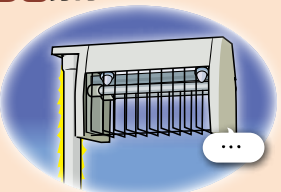
185万円



建設現場にて鉄骨を養生するためのネットが雪の重みで切断され、鉄骨も雪の重みで曲損した。

電氣的事故

50万円



使用電圧の違う電撃殺虫器を設置し電流を流したところ、過電流により損壊した。

物体の衝突

230万円



建築現場に車両が飛び込み、ブロック塀・材料の木材が破損した。

漏水

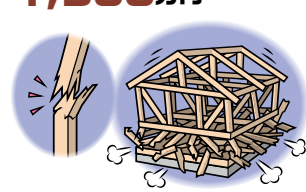
110万円



住宅一棟改修工事中に排水管を破損させ、漏水により施工済みの壁と床が汚損した。

設計、施工、材質または製作の欠陥※

1,500万円



建物に用いる木材に材質上の欠陥があったことにより、新築工事中に建物が倒壊した。

※保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥により、崩壊・倒壊・破損等の不測かつ突発的な事故による損害が生じている場合のみ、保険金をお支払いします。不測かつ突発的な事故を伴わない、欠陥そのものを除去するための費用に対しては保険金をお支払いできません(保険金をお支払いできない主な損害⑮のとおり)。

保険金をお支払いできない主な損害

- ① 保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み・漏入、寒気・霜または氷、温度変化・湿度変化による膨張・縮小、凍結
- ③ 地震・噴火またはこれらによる津波、保険金額が15億円以上の工事に於いて生じたテロ行為等によって生じた損害
- ④ 損害発生後その日を含めて30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ⑤ 工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼もしくはその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損・破損・引抜き不能
- ⑥ 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- ⑦ 荷造りの欠陥に起因して生じた損害
- ⑧ 掘削工事に伴う余掘り・肌落ち
- ⑨ 切土法面、盛土法面、整地面、自然面の肌落ち・浸食
- ⑩ 芝、樹木その他の植物に生じた損害(火災によって7日以内に枯死した場合を除く)
- ⑪ 舗装工事・これに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れ、その他これらに類する損害
- ⑫ コンクリート部分のひび割れ・強度不足の損害(不測かつ突発的な外来的作用により生じたひび割れを除く)
- ⑬ 工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- ⑭ 工事の完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することによる損害
- ⑮ 工事用機械のベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ハンマー部分、フォーク、ドリル、バケット、ショベル等の歯または爪に相当する部分、ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材に生じた損害(火災、破裂または爆発によって生じた損害および保険の対象の他の部分と同時に生じた損害ならびに他の部分から取りはずして保管している間に生じた損害を除く)
- ⑯ 湧水の止水または排水費用
- ⑰ 排水溝等に流入した土砂、水、岩石、草木等を除去する費用(不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損壊が生じた場合を除く)
- ⑱ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 など

お引受けできない工事については、6ページをご参照ください。

主なオプション（特約）

メンテナンス期間に関する特約

「メンテナンス期間に関する特約」については、別途チラシもご用意しています。

工事物件引渡し後のリスクを補償します！

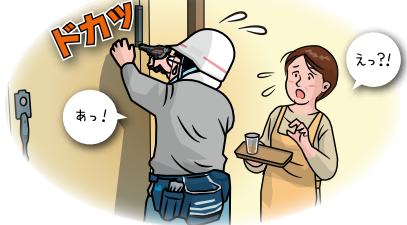
この特約で補償する損害

例① 引渡し後の請負契約に基づくメンテナンス作業のミスによる事故

リフォーム
工事後
1か月…

扉の調子が
悪いみたい。
見てもらえる？

メンテナ
ンス作
業を
行っ
たら…



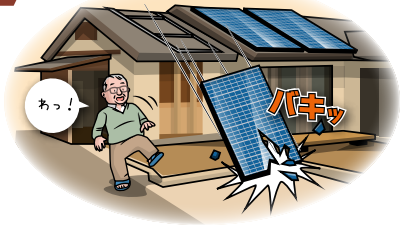
メンテナンス作業中に扉を工具で破損してしまった。

例② 工事中の作業ミスにより引渡し後に発生した事故

住宅新築
工事後
2か月…

住宅新築工事で
屋根に設置した
太陽光パネルが
落下したんだけど
直してくれない？

状況を確認して
みたら…



工事中の架台の取付ボルトの締め付けがゆるかったことが原因で引渡し後にパネルが落下し損傷した。

上記のほか、設計、材質、製作の欠陥により引渡し後に発生した事故も補償します。

❗ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥があった場合に、**不測かつ突発的な事故による損害を伴わない、欠陥そのものを除去するための費用**は補償しません。

工事物件引渡し後、これらの事故を**最長2年間補償**できます！

（請負契約書の保証期間が限度となります。）（※自己負担額10万円）

保険金をお支払いできない主な損害

- 基本補償で保険金をお支払いできない損害（2ページ「保険金をお支払いできない主な損害」をご参照ください。）
- 被保険者が、法律上または工事の請負契約において、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害
- 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった保険の対象の設計、材質、製作または施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- 消耗、摩耗、腐食、浸食もしくは劣化の損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害

など

その他の特約

臨時費用保険金補償対象外特約

基本補償および「メンテナンス期間に関する特約」について臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。

工事中仮設備・機械等補償対象外特約

基本補償および「メンテナンス期間に関する特約」について、「工事中仮設備」「工事中機械、器具または工具およびこれらの部品」を補償対象外とする特約です。

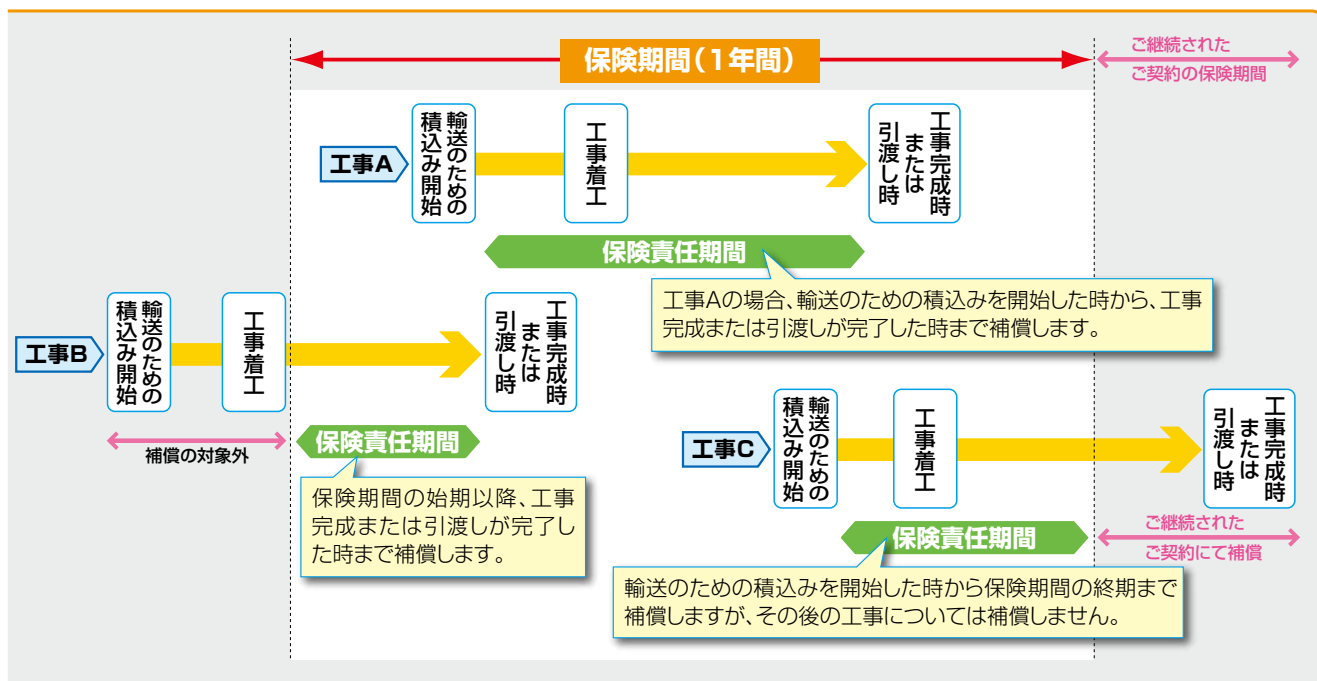
契約方式について

以下の2種類の契約方式からお選びください。

おすすめ!

包括契約方式

お引受けできない工事の種類(⑥ページ参照)を除き、保険期間中に施工されているすべての工事を包括して補償の対象とします。個々の工事ごとに保険契約を締結する必要はありません。



ここがポイント ▶ **面倒な手続きは不要!**

ご契約時の確認も簡単!

Step1

直近の決算期の完成工事高総額と主に行われる工事の種類の確認だけで保険料をお見積りできます。

Step2

ご契約後も簡単!

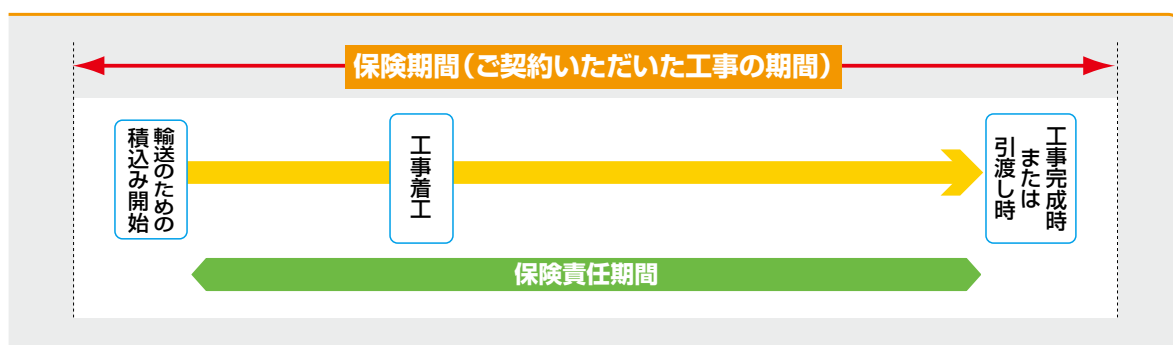
保険期間中に施工されている工事は、すべて対象となりますので、保険の手配漏れもなく工期の変更や請負金額の変更等のご通知も必要ありません。

ここがポイント ▶ **さらに保険料の割引も!**

包括契約割引 **10%** を適用します。※ご契約条件によっては、保険料が割引にならないことや、割引率が異なることがあります。

スポット契約方式

個々の工事ごとにご契約いただく方式です(お引受けできない工事の種類(⑥ページ参照)に掲げる工事や土地造成工事などはお引受けに制限があります。)。包括契約方式とは異なり、保険期間中に工期等の変更がある場合はご通知等が必要となります。



お支払いする保険金

基本補償でお支払いする保険金は、次のとおり工事業者の皆さまのリスクに幅広く対応できる内容となっています。

お支払いする
保険金

=

①損害保険金
(⑤損害防止費用を含む)

+

②臨時費用
保険金※

※臨時費用保険金補償対象外特約をセットした場合はお支払いしません。

+

③残存物取片づけ
費用保険金

+

④取りこわし物
復旧費用保険金

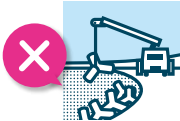
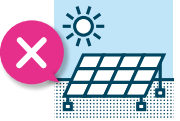
+

⑥権利の保全等
に必要な費用

保険金の種類	概 要	お支払いする保険金の額	お支払いする保険金の上限額								
①損害保険金	復旧費をお支払いします。 復旧費 損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用で次の費用を算入した金額 A.割増運賃、割増賃金 ・急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。） ・残業・休日勤務、夜間勤務による割増賃金 B.地盤注入費用 ・損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用（ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。）	次の計算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。 復旧費※1※2 − 自己負担額※3 = 損害保険金 ※1 損害が生じた保険の対象に残存物がある場合はその金額を損害の額から差し引きます。 ※2 次に掲げる物については、時価額により算出します。 ・工事用仮設材 ・工事用仮設物、仮設備または仮設建物 ・工事用機械、器具または工具およびこれらの部品 ・什器または備品 ※3 主たる工事が土木工事に該当する工事の場合の自己負担額は、以下のとおりとなります（包括契約の場合、主たる工事の判定は対象工事ごとに行います。）。 <table><tr><th>事故内容</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>火災、落雷、破裂または爆発</td><td>保険証券記載の自己負担額</td></tr><tr><td>盗難</td><td>次の①または②のいずれか高い額 ①10万円 ②保険証券記載の自己負担額</td></tr><tr><td>上記以外の事故</td><td>次の①または②のいずれか高い額 ①50万円 ②保険証券記載の自己負担額</td></tr></table>	事故内容	自己負担額	火災、落雷、破裂または爆発	保険証券記載の自己負担額	盗難	次の①または②のいずれか高い額 ①10万円 ②保険証券記載の自己負担額	上記以外の事故	次の①または②のいずれか高い額 ①50万円 ②保険証券記載の自己負担額	1回の事故につき、保険金額（請負金額）を上限とします。ただし、次の場合にはお支払いする保険金を削減します。 ※主たる工事が土木工事に該当する工事の場合は、1回の事故につき、保険金額（請負金額）または1億円のいずれか低い額が限度となります（包括契約の場合、主たる工事の判定は対象工事ごとに行います。）。 包括契約方式の場合 弊社にご申告いただいた完成工事高総額が、契約者の故意または重大な過失により、実際の金額よりも不足していた場合、その不足割合に応じて保険金を削減します。 スポット契約方式の場合 保険金額が請負金額よりも不足していた場合、その不足割合に応じて保険金を削減します。
	事故内容	自己負担額									
	火災、落雷、破裂または爆発	保険証券記載の自己負担額									
盗難	次の①または②のいずれか高い額 ①10万円 ②保険証券記載の自己負担額										
上記以外の事故	次の①または②のいずれか高い額 ①50万円 ②保険証券記載の自己負担額										
②臨時費用保険金	上記①損害保険金が支払われる場合に、臨時に発生する費用に対して保険金を支払います。 例 建設用機械が事故により損壊したため、再度購入。損害保険金は時価額でしか支払われないが、臨時費用保険金が支払われた。	上記①損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。	1回の事故につき、100万円を限度とします。								
③残存物取片づけ費用保険金	上記①損害保険金が支払われる場合に、事故後の残存物の解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して保険金を支払います。 例 工事現場に保管してあった資材が放火されて焼失。残った燃えカスを撤去する費用が発生した。	実際に要した額をお支払いします。	1回の事故につき、上記①損害保険金の10%を限度とします。								
④取りこわし物復旧費用保険金	上記①損害保険金が支払われる場合に、保険の対象以外の物の取りこわしを必要とするとき、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用に対して保険金を支払います。 例 給油タンクの設置工事を行ったが、事故により給油タンクが破損、取り替えのために据付けた基礎部分を取りこわす費用が発生した。	実際に要した額をお支払いします。	1回の事故につき、300万円を限度とします。								
⑤損害防止費用	損害の発生および拡大防止のために要した必要かつ有益で弊社が認めた費用をお支払いします。 例 建築中の家に車両が突っ込み、柱が倒壊。放置するとその他の壁なども倒壊する恐れがあったため、応急工事を行った際に費用が発生した。	実際に要した額をお支払いします。	支出された費用は、①の復旧費に含めて損害保険金をお支払いします。								
⑥権利の保全等に必要な費用	当会社が代位取得する損害賠償請求権の保全、行使等のために当会社にご協力いただくために必要な費用 例 工事現場の隣りのビルから出火し、建築中の建物に延焼。出火原因は隣りのビル内の店舗の重過失により発生した、天ぷら油による火災であったため、賠償請求を行うための費用が発生した。	実際に要した額をお支払いします。	上限はありません。								

お引受けできない工事の種類

1つの請負工事のうち、**請負契約金額の最も大きい割合を占める工事**が、次に掲げる工事に該当する場合は、お引受けできません。(包括契約方式の場合、①～⑥および⑧の工事は補償の対象となりません。⑦は、保険金額が30億円を超える工事は補償の対象となりません。)

①港湾工事  防波堤、栈橋、岸壁、ドックの新設・改修工事および港湾にかかわる類似の工事(これらに付随する工事を含まず。) 	②海岸工事  防波堤、離岸堤、突堤等の新設・改修工事、護岸工事、堤防工事、埋立工事および海岸にかかわる類似の工事(これらに付随する工事を含まず。) 	③ダム工事  ダム(治水または砂防などの目的で水を溜めるために河川・渓谷などを横切って築いた工作物をいいます。の新築・改修工事およびダムにかかわる類似の工事) 	④道路トンネル・鉄道トンネル工事  道路トンネル、鉄道トンネル等の新設・改修工事およびこれらにかかわる類似の工事
⑤太陽光発電設備工事  太陽電池、架台、接続箱等の太陽光発電設備の設置・改修工事および太陽光発電設備にかかわる類似の工事 	⑥風力発電設備工事  風車、圧油タンク、空気タンク、支持構造物等の風力発電設備の設置・改修工事および風力発電設備にかかわる類似の工事 	⑦保険金額が80億円を超える工事  	⑧海外の工事  日本国外で施工される工事

統合賠償責任保険「ビジサポ」のご案内

工事による第三者への賠償事故、既存の設備・建物の損壊による賠償事故については、工事の保険では補償できません。これらの賠償事故につきましては、弊社の統合賠償責任保険「ビジサポ」も併せてご契約いただくことにより補償いたします。

用語の説明

- 1回の事故** ▶ 台風、暴風雨、高潮、洪水、内水氾濫、雪災、雪災、降雪またはこれらに類似した事由によって生じた事故は、それぞれ保険期間中72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなします。
- 請負金額** ▶ 請負契約における税込の請負金額をいいます。ただし、保険の対象とならない工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引きます。
- オプション特約** ▶ 基本補償の補償範囲を拡大または縮小する特約、あるいは基本補償の内容を補足または変更する特約をいいます。
- 完成工事高総額** ▶ 保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の被保険者が行ったすべての対象工事の完成工事高の合計額(税込)をいいます。
- 工事現場** ▶ 保険証券記載の工事現場をいい、そこから離れた場所に、保険証券記載の工事専用の現場事務所、宿舍、倉庫等の工事用仮設建物または資材置場が設けられる場合は、それらが設けられた場所を含みます。
- 時価額** ▶ 再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額をいいます。
- 自己負担額** ▶ 免責金額のことをいいます。基本補償・オプション特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、ご契約者または被保険者に自己負担していただく額をいいます。
- 主たる工事** ▶ 1つの請負工事のうち、請負契約金額の最も大きい割合を占める工事をいいます。
- 水災** ▶ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ・落石等をいいます。
- 雪災** ▶ 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- テロ行為等** ▶ 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張をする団体・個人またはこれと連帯するものが行う暴力的行動等をいいます。
- 土砂崩れ** ▶ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- 土木工事** ▶ 主たる工事が次のいずれかに該当する工事
① 上下水道、地下構築物・基礎工事 ② 土地造成・地盤改良・埋立・河川・港湾・海岸・ダム工事 ③ 道路(道路舗装を除く)・鉄道工事、道路トンネル・鉄道トンネル工事 ④ ①から③までの工事に類似の工事または土木工作物を建設する工事
- 被保険者** ▶ 保険の補償を受けられる方をいいます。工事の保険においては、特別な約定がない限り、保険証券記載の被保険者のほか、対象工事におけるその被保険者の下請人、発注者および保険の対象の所有者等が自動的に含まれます。
- 風災** ▶ 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- 保険期間** ▶ 保険契約のご契約期間をいいます。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。
- 保険金額** ▶ ご契約金額のことをいいます。包括契約方式の場合は、保険の対象となる工事それぞれの請負金額となります。スポット契約方式の場合は、保険証券記載の工事の請負金額となります。
- 保険契約者** ▶ 自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込をする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。
- 保険責任期間** ▶ 保険会社が保険金の支払責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にかぎり、保険会社は保険金を支払います。
- 輸送中** ▶ 工事現場または保険の対象の保管場所への輸送を目的として、陸上輸送用具に保険の対象の積込みを開始した時から工事現場における荷卸しまたは保管場所における搬入を完了するまでをいいます(陸上輸送用具での一時保管を含みます。)

告知義務と通知義務について

●ご契約締結時にご注意いただきたいこと（告知義務）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★または☆印で示した事項）について、弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

主な告知事項

（契約方式共通）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無（有の場合はその内容）
（包括契約方式の場合）直近の決算期における完成工事高総額 など

●ご契約締結後にご注意いただきたいこと（通知義務）

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後、次の事項に変更が生じた場合において遅滞なく弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。変更のご通知をいただきませんと、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険証券記載の住所または通知先に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

主な通知事項

（契約方式共通）保険証券記載の被保険者の変更
（スポット契約方式の場合）工事の追加、変更、中断、再開または放棄 など

●事故の通知について

この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。

①事故の状況 ②事故発生日時、事故場所 など

●日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-232-233（受付時間：24時間・365日）

●保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

①保険金の請求書 ②損害見積書 ③請負金額の内訳書 など

●保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取り付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払い時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合

②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

※このパンフレットは工事の保険（工事の保険特約付帯建設工事保険）のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、実際のご契約内容は申込書等をご確認ください。特にご注意ください事項を、重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

※取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください。（お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。）

※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。

※弊社はお預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取り扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268 9:00～18:00（平日）
9:00～17:00（土日祝）



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。